

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。)

昭和四十九年十月十五日
鳥取県知事 平林鴻三
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

目 次

◇告 示
保険医療機関等の指定

保険医等の登録

保険医の登録

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

河川区域の廃止(二件)

廃川敷地の生成(二件)

公有水面の埋立ての免許の出願

選舉管理委員会の招集

◇選管告示

◇公 告
狩獵者講習会の開催

昭和四十九年十月鳥取県告示第八百五十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仲倉 医院	倉吉市越殿町一五五一一一	昭和四十九年十月五日
野田 外科医院	" 堆町三丁目七三一	" 十月一日
渡部 外科医院	境港市上道町一九九〇一	"
木村 歯科医院	日南町阿尾縁九一〇	十月十三日
岡田 薬局	米子市上後藤一九四一	"
上村 歯科医院	鳥取市弥生町一三四	十月一日
ハヤシ 歯科医院	片原二丁目一一八	"
細田 医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	九月二十日
	"	十月一日

昭和三十二年政令第八百八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十月十五日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
廣江幸栄	鳥薬第二九一号	昭和四十九年九月二十六日
當山貞雄	鳥医第一、九〇七号	" 二十八日

鳥取県告示第八百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八百七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十月十五日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鳥取県知事 平林鴻	鳥取県知事 平林鴻	三
喜安佳人	鳥医第一、九〇九号	" 昭和四十九年九月三十日

鳥取県告示第八百八十一号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十四期鳥

取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平林鴻 三

第二十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推荐手続

(一) 推薦する者は、推薦書(様式①)を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 推薦する者は、労働組合資格審査申請書(様式②)を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十九年十月十五日から昭和四十九年十月二十二日まで

様式(1)

推 薦 書

昭 和 年 月 日

鳥取県知事

殿

所 在 地

労働組合の名称

代 表 者 名

(印)

鳥取県地方労働委員会
会長 殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

(印)

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭 和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

記

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参与したいので、
労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよう下記
の書類を添えて申請します。

記

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所 属組合 名及びその 地位	労働者の所 属職場の名 称及びその 地位	経 歷	備 考

- 1 労働組合の規約
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数（男女別）
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生の援助を受けている状況

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等ができるだけ
詳しく詳細に記入すること。

(注) (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨
付記すること。)

鳥取県告示第八百八十二号

千代川水系に係る一級河川天神川について、河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覽に供する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

（図面省略）

鳥取県告示第八百八十三号

千代川水系に係る一級河川大路川について、河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覽に供する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

（図面省略）

鳥取県告示第八百八十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覽に供する。

一 河川の名称
千代川水系に係る一級河川大路川

二 廃川敷地が生じた年月日
昭和四十九年十月十五日

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川天神川

二 廃川敷地が生じた年月日
昭和四十九年十月十五日

三 廃川敷地の位置
鳥取市滝山字殿屋敷四六〇の四番地先から同市滝山字越塚ノ下四五三

一 番地先まで
の

四 廃川敷地の種類及び数量
土地 三六五・二平方メートル

鳥取県告示第八百八十五号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覽に供する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

三 廃川敷地の位置

鳥取市久末字下河原三九の一一番地先から同市久末同字一四〇の一一番地

先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二一九・二平方メートル

鳥取県告示第八百八十六号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取

県土木部河港課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二二〇番地
淀江漁港管理者 鳥取県

二 埋立区域及び埋立面積

(一) 埋立区域

西物揚場東端と標柱とを結んだ線並びに中央物揚場及び臨港道路によつて囲まれた区域

(二) 埋立面積

一、一五四・七七五平方メートル

三 埋立地の用途

物揚場等の造成のため

四 埋立てに関する工事の施行に要する期間

免許の日から昭和五十一年三月二十五日まで

鳥取県告示第八百八十七号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取

県土木部河港課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二二〇番地
御来屋漁港管理者 鳥取県

二 埋立区域及び埋立面積

(一) 埋立区域

次の基点を順次結んだ線並びに東防波堤及び陸地によつて囲まれた

区域

基点 一 西伯郡名和町大字御来屋字前河原一九番地先の東物揚場

東端

二 基点一から八〇度一五・四メートルの点

三 標柱から二〇五度三〇分二九・五メートルの点

四 西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷一一〇一番地先の標柱

Ⅰ 種立面積

一、九〇一・七七坪メートル

Ⅲ 埋立地の用途

物揚場等の造成のため

四 埋立てに關する上事の施行に關する規則
免許の日から昭和五十一年十月十五日

選舉管理委員会印

鳥取県選舉管理委員会印

昭和四十九年第十四回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり召集す。

昭和四十九年十月十四日

鳥取県選舉管理委員会印 加藤 謙

一 田舎 昭和四十九年十月十七日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目111〇番地 鳥取県庁第四応接室

三 議題 中國アロンク明るく選舉推進重兵略發地区指導者研修会の開催
といふこと

公 告

昭和49年10月15日 烏取県知事 平林鴻三
 1 受講対象者
 烏取県内に住所を有する者で狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和45年度以降の狩猟者講習の終了証明書を有する者を除く。

2 開催の方法

経験者課程（甲種の狩猟免許を受けようとする者）又は丙種の狩猟免許を、乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者）又は丙種の狩猟免許を昭和46年度から昭和48年度の間に1回以上受けた者）について行う。

3 開催日時及び場所

(1) 日時 昭和49年11月5日 午前9時から

(2) 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第6会議室

4 講習科目及び時間

(1) 講習科目 狩猟に関する法令、狩猟、鳥獣の判別及び獵具の取扱い

(2) 時間 2時間

5 考査

講習終了後引き続いて講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

6 受講申込みの方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（400円）に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真をはり付けて、受講日の2日前までに所轄地方農林振興局長に提出すること。

7 携行品

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ2第1項の規定に基づき、昭和49年度第2次狩猟者講習会を次のとおり開催する。

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
(2) 筆記用具

正

誤

昭和四十九年十月鳥取県告示第八百五十九号（牛の結核病検査の実施について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁三 段下 行十五 誤 東伯町 正 赤崎町